

3 いわゆる健康食品の表示・広告に関する担当部署一覧等

法 規	内 容	担 当 部 署
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (略称：医薬品医療機器等法)	成分・原材料の医薬品該当性 表示・広告【都内全域の事業者の方】 (健康食品を製造・輸入・販売する事業者の方が作成する表示・広告案に係る面談による事前相談)	保健医療局健康安全部 薬務課監視指導担当 電話：03-5320-4512 場所：都庁第一本庁舎30階北側 ※事前相談は予約制です。
	表示・広告【23区内の事業者の方】 (健康食品を製造・輸入・販売する事業者の方が作成する表示・広告案に係る事前相談)	健康安全研究センター広域監視部 薬事監視指導課薬事審査担当 電話：03-5937-1027 場所：新宿区百人町3-24-1本館1階 ※回答は電話で行います。面談による回答は行いません。電話での回答ができる簡易なものに限ります。
食品表示法	【広域事業者の方】 食品表示法の全般的な内容	消費者庁 食品表示企画課 03-3507-8800 (大代表)
	【都内事業者の方】 食品表示法の全般的な内容	保健医療局健康安全部 食品監視課食品表示担当 東京都食品表示相談ダイヤル 03-5320-5989
	【都内事業者の方】 個別具体的な相談 ・衛生事項(添加物、アレルゲン、保存方法、消費期限又は賞味期限等に関する事項) ・保健事項(栄養成分表示等に関する事項)	最寄りの保健所へ
	【都内事業者の方】 個別具体的な相談 ・品質事項(名称、原材料名、原料原産地等に関する事項)	【多摩地区・島しょ地区の事業者の方】 管轄する保健所等へ 【八王子市・町田市・特別区の事業者の方】 東京都食品表示相談ダイヤル 03-5320-5989

健康増進法	健康保持増進効果等に関する 虚偽・誇大表示	最寄りの保健所へ
不当景品類及び不当 表示防止法 東京都消費生活条例	不当表示 (優良誤認、有利誤認) 単位価格 ※東京都消費生活条例の食品表示に関 する相談は食品表示相談ダイヤル 03-5320-5989	生活文化スポーツ局消費生活部 取引指導課表示指導担当 電話：03-5388-3068 場所：都庁第一本庁舎18階北側
特定商取引に関する 法律	通信販売・返品特約表示	生活文化スポーツ局消費生活部 取引指導課取引指導担当 電話：03-5388-3074 場所：都庁第一本庁舎18階北側

健康食品ナビ [健康食品についての総合サイト (関係法令のサイトにリンク)]

https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/kj_shoku/kenkounavi/



<Memo>